

事前の質問要旨に対する各会派の基本認識

定数減と報酬のあり方、両者の関係について

- ・定数問題は、大阪府において府民の声が十分に府政に反映されるためには、どれだけの議員（代表）を、どういう形で選ぶべきかという問題。
- ・議員報酬については、地方議員の果たしている役割・職責が、社会的に見て報酬額に見合っているかという問題。
- ・両者はそれぞれ独立した問題であり、基本的に一方が他方に影響を及ぼすものではない。

大阪府における大震災のリスクについて

- ・東日本大震災で明らかになったように、これまでの災害対策では十分とは言えず、見直しが求められている。
- ・今後、震災に強い安全・安心なまちづくりの視点をもって、リスク管理の検証を行っていく。

大阪府における防災・減災のコストについて

- ・防災・減災のコストの算定には、多様な専門的知見を必要とするため、今後、執行部において、算定の上、公表されるものとする。
- ・大阪府の戦略本部会議での防災・減災に関する検討会議を注視するとともに、議会としても5月議会で設置した「災害対策調査特別委員会」などで議論し、必要な対策について検討を行う。

大阪府の財政状況を踏まえた会派の対応及び成果について

- ・大阪府は、実質公債費比率および経常収支比率が都道府県平均より高く厳しい財政状況にあると認識。
- ・府議会では、H8以降、3度の行政財改革に執行部と協力して取り組んでいるが、現在もH23~25で毎年600億円の見直しが必要となり逼迫した財政状況が続いている。
- ・府議会としても独自に議員関係経費の削減を実施し、自らも財政削減に取り組んできた
 - H20.8~ 議員報酬15%カット、政務調査費15%カット、費用弁償の廃止等
 - H21.10 議員定数の3名減
 - H23.4~ 議員報酬30%カット、政務調査費15%カット（1年延長）

「地方自治ガバナンス」について

- ・地方自治ガバナンスとは、一般的に「統治」をさし、地方分権の推進、地方財政改革による自治体運営等を意味するとして使用されている
- ・最近では、地方分権社会における地方自治ガバナンスをどうするかが課題となっている。地方自治ガバナンスは一義的には執行機関である知事が責任を負うものであるが、議会は、議事機関として、団体意思を決定する際に適正な執行を確保する責務を負うものと認識している
- ・大阪府においても、分権社会における適正なガバナンスの観点から広域行政である府県のあり方を検討するとともに、国に対しては税財源の移譲を要望し、市町村に対しては、権限の委譲等を行っている
 - 教員の人事権の委譲、広域連合の設立など

カリフォルニア州、ニューヨーク州の州議会議員の年間報酬額との比較について

- ・カリフォルニア州（人口 **3676** 万人）議会議員の報酬 **1162** 万円、ニューヨーク州（人口 **1949** 万人）議会議員の報酬 **795** 万円、府議会議員の報酬は **1210** 万円
- ・議員報酬の国際比較は、議員の身分、選挙制度などの法制度が異なる中で、単に報酬のみを比較することは妥当ではない。
- ・大阪府の議員報酬 **651** 千円は、全国の府県で比較をすると全国最下位、また同規模の神奈川県は **921** 千円と府の議員報酬は国内では最低水準にある。

カリフォルニア州やニューヨーク州の「議員報酬を含む、住民 1 人当たり州議会議員コスト」との比較について

- ・住民 1 人あたり議員コスト比較(2009 年ベース)

カリフォルニア州	37.9 円
ニューヨーク州	86.1 円
大阪府	179 円 (2011 年では 142 円)
- ・議員報酬の国際比較は、議員の身分、選挙制度などの法制度が異なる中で、単に報酬のみを比較することは妥当ではない。

米欧と日本における地方議会議員報酬金額の相異について

- ・制度が異なる地域のことであるため、比較することは妥当ではないと考える。

「米欧における地方議会議員年金制度の実態」と今回の「地方議会議員年金制度の廃止」について また「かねがね 1 年程度を目途に新たな年金制度の検討を行うとの付帯決議」について

- ・米欧とは制度が異なるため、比較することは困難と考える。
- ・議員年金については、昭和 37 年に地方公務員共済組合法に規定され、強制加入の制度として運営されてきた。
- ・年金の運営については、**H14** と **H18** に掛金の増額、給付水準の引下げなどが行われ運営の適正化が図られてきた。
- ・しかし市町村の合併や全国的な議員定数の削減による会員数の減少により、議員年金の収支が急速に悪化し、国・共済会・自治体により今後のあり方について平成 21 年から議論が行われてきた。
- ・府議会においても検討経過のなかでは、「廃止はやむを得ないとの方針」を全会一致で示していた。
- ・国、共済会において廃止の方針が決定され、本年 5 月 **20** 日の国会において廃止法案が可決され、6 月 1 日から廃止となった。